

イタリアの不安定雇用形態規制関連法令及び資料 翻訳 (三)

脇

田

滋

資料

イタリアの不安定雇用形態規制関連法令及び資料 翻訳 (三)

脇 田 滋

p. 6.)

一九四二年民法典の中では、こうした仲介現象を阻止することについては改革はほとんどなかった。民法典二二七条は労働提供者の場合についてのみ言及してはいるが、その違反についての刑事制裁については何らの定めもない。

第二次大戦直後のイタリアでは、一九四九年の第二六四号法が、第一条で使用者に対して労働者を公的職業紹介所を通じて採用する義務を課し、二七条では法規定に違反して行なわれた採用は、違法な仲介罪と構成されることになった（この法律は既に訳出しておいた。龍谷法学第一九巻第一号参照）。理論的には、この規定は労働者供給的な仲介現象を抑制するはずであった。しかし、一方で職業紹介所が現実には十分にその任務を果たすことができないということ、他方では、請負に関する民法典一七五四条の規定の限定的な解釈の故に、労働者供給的な仲介を偽装する様々な形態が考え出されることが可能になった。労働社会保障省長官の一九五六年一月一〇日の通達第六一一

〔3〕 労働者供給事業禁止・作業請負規制法（一九六〇年一〇月二三日法律第一三六九号）

イタリアでも労働者供給に該当するかまたはそれに類似した仲介・請負が多く利用され、労働力過剰による慢性的失業、雇用不足という社会状況の中で労働力費用節約という経済的な必要性を理由に広範に行なわれていた。

戦前から、経営者による小規模企業を利用した労働力政策は多様であった。たとえば、企業外部に一定の作業を委託する方法（家内労働）、経営委託によって生産過程の多様な分断を進める「生産分散化」がそれである。その目的は、①雇用を市場の変動に適応させるために機械化できない部門を分散化する技術的・生産的役割、②労働者を分断と対立によって弱体化させること、③雇用の拡大・減少運動において小経営の利用による経済的社会的費用の節約とされている（L'appalto di mano d'opera, a cura di Franco Ceconi e Camillo Filadoro, Milano, 1980,

二号は、事業活動のすべての部門で職業紹介の現行規定を免脱するための偽装的請負の委託がしばしば生じていることを明らかにし、この場合に請負の意思表示の中に隠蔽して偽装する類型、すなわち、当事者の真の意図を判断して、結果として虚偽の意思表示として無効となるべき意思表示の類型（労働力の供給）を認めたのである。

しかしながら、裁判所の判例は必ずしもこのような偽装請負規制の途を辿ることはなかった。裁判所は、請負契約と下請契約とはしばしば真に意図されており、そこには何ら法的な偽装というものが働いていないと考えて、行政通達の示した原則を適用しなかった。

こうした背景の下で、立法による規制が必要となった。以下に訳出する一九六〇年の法律一三六九号は、まず、単純な労働力の提供を請負、仲介の形式で受入れることを受入側の事業主に対して禁止し、さらに厳しい刑事罰を予定している。また、このような単純な労働力提供とはいえない一定の程度自立した形式を有する事業場内下請については、対象となる業務を細かく限定するとともに、受入側の事業主に対して下請労働者の労働条件を受入会社の従業員と同等なものとする責任を課している。なお、この法律については、河越重任教授がすでに「イタリア作業請負規制法」「外国の立法」第二号三七頁以下に邦訳されており、内容的には重複するが一連の法令の訳出の中で敢えて取上げることにした。

また、この法律の第八条に基づいて公的な部門についてこの法律を施行する目的で一九六一年一月二日共和国大統領命令第一一九二号が制定されている。この命令は、右法律と密接に関連したものであるが、まだ邦訳がないのであわせて訳出することにした。

（参考文献）関連する邦語文献としては、他に拙稿「営利的労働者派遣事業制度化論の検討」労働法律旬報第一〇一七号、三八頁以下、「イタリアの労働契約」『労働契約の研究』本多淳亮先生還暦記念、法律文化社、一九八六年参照。

一九六〇年一〇月二日法律第一三六九号

労働提供における仲介及び介入を禁止し労働及び業務の請負における労働力利用の新規制

第一条 事業者（imprenditore）は、請負（appalto）、下請（subappalto）若しくは協同組合（società cooperative）を含むその他のいかなる形態によるものであっても、請負人（appaltatore）又は仲介人（intermediario）を通じて雇入れ及び賃金支払いが行われる労働力利用によって単なる労働提供の履行を委託することを、その提供にかかる労働（opera）又は業務（servizio）の種類を問わず、禁止される。

事業者は、その従業員、第三者若しくは協同組合を含む団体である仲介人に対して、当該仲介人により雇入れられ賃金支

払いが行なわれる労務提供者 (prestatori di opere) が作業を出来高制で行なうように委託することも禁止される。

労務又は業務の遂行を目的にするものであっても、請負人が注文者 (appaltante) の提供する資本、機械及び設備を使用する請負又は下請は、それらの使用に対して注文者に補償金を支払うときも含み、いかなる形態のものもこれを単なる労働提供の請負とみなす。

前各項の規定は、以下の第八条に定めるものを除き、国営事業 (aziende dello Stato) 及び独立形式を含む公的団体 (Enti pubblici) に対しても同様に適用される。

本条に定める禁止事項に違反する労働提供者は、すべての点で、その提供する労働を実際に利用した事業者が雇い入れたものとみなされる。

第二条 前条の規定が遵守されない場合には、事業者及び請負人又はその他の仲介人には、雇用された労働者一人当たりかつ雇用一日につき二〇〇〇リラの罰金が科される。なお、一九四九年四月二十九日の法律第二六四号及びその他の関係法律違反について規定される刑罰は引続き適用がある。

第三条 事業者は、事業所内部において請負人にその〔請負人自身の〕組織及び管理によって行なう、運搬、清掃及び設備の通常の管理作業を含む労務又は業務を請け負わせるときは、その〔請負人の〕従業員である労働者に対して強行規定による最低の労働条件を与え、かつ当該事業者〔自身〕の従業員であ

る労働者が受けている通常の労働条件を下回らない労働条件を保障するため請負人と共に連帯して責任を負う。

〔右と〕同じ規制が、集金、計器の設置及び検針、配電線及び送電線の保守、結線、支柱の架設、装置の施設、低圧線の作業並びに同種の作業について、公益事業を行なう企業が委託する請負にも適用される。

事業者は、請負人の従業員である労働者に対して、社会保険及び扶助に関する法律に基づくすべての義務の履行についても同様に請負人と共に連帯して責任を負う。

第四条 前条の規定によって労働提供者が有する諸権利は、その請負の継続中及び請負の終了の日から一年間注文事業者に対して行使することができる。

第五条 この法律の第三条の規定は、左に掲げる事項には適用されない。

- a 事業場内部における建設工事の請負
- b 設備及び機械の設置又は組立の請負
- c 臨時の保守作業
- d 事業場からの運送及び事業場への運送
- e 複数の連続した作業工程で、企業に常用的に雇用された労働力とは異なる特殊な技能労働力の雇用を必要とし、当該雇用が継続性を有しない、特殊な製造業務に関連する請負
- f 生産過程及び企業組織の中で通常は生じない、短期の、断続的及び臨時的な労働提供の請負。この請負に対して第三条

の規定による規制を適用除外することについては、その都度、所轄労働監督署による事前の承認を受けなければならない。

g 同時に複数の事業所に従事する者を雇用する企業と約定される運搬、清掃及び通常の設備管理作業の請負。但し、設備管理作業については第三条第二項に規定する請負は除く。第三条の規定による請負に対する規制の適用除外については、民法典第一六七六条に規定するものを除き、その作業を遂行すべき場所の所轄労働監督署から事前に承認を受けなければならない。なお、一九五五年五月三日の法律第四〇七号の規定は、引続きその効力有する。

h 一九四一年七月一九日の勅令第一一九八号によって裁可された郵便・電気通信法第二巻第一編、第二編及び第三編の施行規則第五十五条の規定による公衆電話局の管理の請負。但し、電話業務の運営のために労働者の提供する労働が通常行なわれる業務より多くない場合に限られる。

【訳注】民法典第一六七六条は、「請負人に従事して労務の遂行又は業務の履行のために活動する者は、彼等が請求するときには、委託者が請負人に対して負う債務の合意以前でも、彼等に課せられたことを履行するために委託者に対して直接の作業を行なうことができる。」と規定している。

一九五五年五月三日の法律第四〇七号は、運搬作業に関する法律である。

第六条 第三条の規定が遵守されないときは、請負人に対し

てその不遵守に関係する労働者一人当たりかつその雇用一日につき一〇〇〇リラの罰金を科す。

事業者は、前項に規定する罰金の支払については、民事的(civilmente)責任を負う。

第七条 この法律の適用に関する監督は、労働社会保障省長官に委任され、労働社会保障省長官は、労働監督署を通じて監督を行う。

第八条 この法律の施行の日から六カ月以内に、大蔵省長官、運輸省長官、郵便・電気通信省長官及び労働社会保障省長官の共同提案に基づく共和国大統領令によって、国有鉄道、国の専売事業及び郵便・電気通信の独立企業体の技術的必要性を考慮し、かつ労働力を供給する企業の従業員の利益を保護するため、前各条の規定に基づき、当該企業が認可した請負における労働力の利用の規制に関する基準を制定する。

前項に規定する基準が所定の期限内に制定されないときは、この法律が前記の国の独立企業体に対しても適用あるものとみなされる。

第九条 この法律は、官報に公布された日から一八〇日後に施行される。

一九六一年一月二日共和国大統領命令第一一九二号

国鉄の管理部門、国家独占体、郵便・電信の独立した管理部門が委託する請負における労働力使用に関する規定

第一条 一九六〇年一〇月二三日法第一条の規定による禁止は、国鉄、郵便及び電信及び国家独占体の独立した管理部門にも適用される。

しかし、公共に対する災難という特別な事態に対処する必要があるとき又は前記管理部門の通常の業務遂行についての公的安全に支障がある事態に対処する必要があるときは、例外的に一九四九年四月二九日法第二六四号の諸規定の禁止に反することがでる。

管理部門は、二四時間以内に、前項の規定により採用されたすべての措置とその中止について労働監督署に通知するものとする。

第二条 一九六〇年一〇月二三日法第一三六九号の第三条によれば、国鉄、郵便・電信及び国家の独占事業体の独立した諸部門は、事業者課せられた第三条の規定による責任と義務に代って、企業の従業員に対して請負の履行期間中その産業に適用される労働協約が規定する規範的経済的な労働条件を保障する条項を請負契約の中に挿入する義務を負う。当該産業部門について複数の労働協約が存在する場合には、挿入の義務はより有利な協約の条項を反映しなければならない。

いずれにしても、職務の完全な一致が存在する場合には、経済的な労働条件は上記の行政部門の従業員労働者のそれを下回るものであってはならない。

前項の規定について、右の経済的な比較は、上記の独立の諸部門のそれぞれの従業員の基本給与若しくは基本賃金、並びに上記の労働協約が定める労働条件を他の賃金の項目の中で確保するとともに、職務に対応する基準に比例して労働協約の賃金表に対応しなければならない。

上記の独立の諸部門は、従業員である労働者に対して注文企業が履行をしているかについて監督が及ぶように、所轄の労働監督署に請負契約を通知しなければならない。労働監督署は、権限ある独立の行政機関の意見を聴いて、当該請負契約の中に、請負の客観的及び主観的な要件が実際に存在することを確認しなければならない。

第三条 一九六〇年一〇月二三日法第六条の最終項は、国鉄、郵便・電信及び国家の独占事業体の独立した諸部門には適用されない。

第四条 一九六〇年一〇月二三日法第一条が定める禁止の結果、国鉄の独立諸部門は、私法上の契約によって業務の実行上の必要によって利用される一時的な労働者及び職員を利用することが認められる。

前項の規定による従業員は、国の労働者若しくは職員という資格を取得するのではなく、六カ月を超えない期間について業

務を保持することができ、この期間が満了したときには、労働関係から「生ずる」諸権利は消滅する。但し、再更新はないが、必要な場合には、それ「六カ月」を超えない契約期間で新たな採用がある。

右の従業員に対しては、本命令第二条の規定による対応する民間部門の経済的労働条件が適用されなければならない。

法学会消息

〈人 事〉

○手嶋豊講師は、一九八七年四月一日より着任した（新任・専攻は、民法学）。

○谷口知平教授は、一九八七年三月三一日をもって退任した。

〈在外研究〉

○西尾幸夫助教授は、一九八六年四月より一年間「多国籍企業に対する私法的規制の意義と限界」の研究課題でフライブルグ大学（西ドイツ）で研究していたが、三月帰学した。

○安武敏夫教授は、一九八六年四月より一年間「宗派離脱に関する比較法的研究」の研究課題で、愛知学院大学で研究していたが、三月帰学した。

〈学会・研究会報告〉

石田 徹 「現代日本政治の『多元主義的』認識」――

川端正久

金 東 勲

社研共同研究「一九四〇年代の世界政治」研究会、一九八六年八月三〇日（彦根）

タンザニア・ニエレレからムウイニイの平和的政権交代、日本アフリカ学会学術大会、一九八六年五月三一日

一九八六年五月三一日

「イギリスにおける差別の実態と取り組み」一九八六年七月、国際人権規約講座（大阪部落解放研究所）

「イギリスで見たヨーロッパの人権状況――その現状と展望――」一九八六年六月、

法学会研究会（龍谷大学）

「西欧諸国における外国人の法的地位」一九八六年九月、関西国際問題研究会（京大楽友会館）

「マイノリティの国際的保護と在日韓国人・朝鮮人」一九八六年十月、民族大学講座（大阪KCC）

「北海道開拓法の変遷と北陸農民の移住」一九八六年一〇月一日法制史学会（金沢大学）

熊谷開作

「警察学校における教養」一九八六年一一

繁田實造

「警察学校における教養」一九八六年一一